

<地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況>

社会保障・税一体改革の一環として、少子高齢化により増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的とし、消費税率が平成26年度4月より5%から8%に、令和元年度10月より8%から10%に引き上げられました。
この増収分は、全て社会保障施策の経費の財源として活用することとなっております。

令和元年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)	
決算額	993,476千円

《社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費》(単位:千円)

項目	款	内容	決算額	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	民生費	社会福祉事業	3,423,417	167,616	843,495
		児童福祉事業	6,557,674	400,790	2,016,895
		生活保護事業	2,415,887	77,705	391,035
		老人福祉事業	111,013	16,555	83,311
	小計		12,507,991	662,666	3,334,736
社会保険	民生費	国民健康保険事業	806,079	64,154	322,844
		後期高齢者医療保険事業	1,410,791	197,285	992,796
	小計		2,216,870	261,439	1,315,640
保健衛生	衛生費	保健衛生事業	18,113	1,593	8,017
		予防事業	359,394	57,806	290,898
		医療体制充実事業	90,001	9,972	50,183
	小計		467,508	69,371	349,098
合計		15,192,369	993,476	4,999,474	

※地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。